

平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第 1 号
応用情報科学研究科規程

(趣旨)

第 1 条 この規則は、兵庫県立大学大学院学則（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 76 号。以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関する必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第 2 条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 6 号）第 4 条に規定する専決事項として応用情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(研究科における教育研究上の目的)

第 3 条 本研究科は、情報科学技術の社会応用に重点を置いた学際的な研究分野を開拓し、その教育研究を推進するだけでなく、その実用的分野を切りひらき、その成果を高い倫理観を持って実社会に最大限に還元することにより、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 博士前期課程においては、情報科学技術の基礎と応用についての学識を身に付け、複眼的視野を持って専攻分野の研究を推進できる能力を向上させ、さらにフィールドワークを取り入れることにより、即戦力を備えた研究開発リーダーあるいは高度専門職業人となりうる創造的かつ実践的な人材を育成する。

博士後期課程においては、前期課程の教育研究の専門性をさらに深化させ、情報科学技術の社会応用に関する高度で学際的な研究や技術開発を独力で推進できる研究者、技術者等を育成する。

(コース及び領域)

第 4 条 大学院学則第 2 条第 2 項の規定による専攻には、次のコース及び領域を置く。

| コース名 | 領域名 |
|--------------|----------------------|
| 政策経営情報科学コース | 政策情報学領域 経営情報学領域 |
| ヘルスケア情報科学コース | 看護情報学領域 医療福祉情報学領域 |
| 高信頼情報科学コース | |

(授業科目及び単位数)

第 5 条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表のとおりとする。

2 授業科目の種別及び授業時間数等は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技等については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(指導教員)

第 6 条 学生について、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

(履修手続)

第 7 条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得た上、毎年

度の所定の期日までに履修願を学務所管課に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する期日までに履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。

(単位認定)

第8条 履修認定は、授業科目担当教員が行い、これに合格した学生に対しては、当該科目所定の単位を与える。

(他研究科の授業科目の履修)

第9条 学生は、他研究科の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

- 2 研究科長は、前項の規定により、他研究科授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係研究科長に協議しなければならない。

- 3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、修了所要単位数に算入することができる。

(転学)

第10条 研究科長は、他の大学院に在学している者で、大学院学則第22条の規定により本研究科に転学を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に転学を許可することができる。

- 2 前項の選考に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が別に定める。

(転研究科、転コース及び転領域)

第11条 研究科長は、学生が他の研究科に転科、転コース及び転領域を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

- 2 研究科長は、前項の規定により転科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。

- 3 他の研究科の在学生で本研究科に転科を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。

- 4 前項の選考に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が別に定める。

(転学等の場合の取り扱い)

第12条 前2条の規定により転学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いた上で研究科長が別に定める。

(他大学院学生の受け入れ)

第13条 研究科長は、大学院学則第14条の規定により他大学院学生が本研究科における履修を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

(成績の評価)

第14条 授業の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

(1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。

(2) 合格した科目には所定の単位を与える。

(3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

| 評価 | 区分 | 評価の基準 |
|----|------------|-------------------------|
| S | 90点以上 | 到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績 |
| A | 80点以上90点未満 | 到達目標を十分に達成できている優れた成績 |
| B | 70点以上80点未満 | 到達目標を達成できている成績 |
| C | 60点以上70点未満 | 到達目標を最低限達成できている成績 |

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 修士論文又は博士論文及び最終試験の評価は、合格又は不合格をもって表す。
(修士論文又は博士論文)

第15条 所定の期間在学した学生は、修士論文又は博士論文を提出することができる。

- 2 大学院学則第25条第3項及び第27条第3項の規定による修士論文又は博士論文の提出期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、学位規程に従う。
(最終試験)

第16条 大学院学則第25条第3項及び第27条第3項の規定による最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文又は博士論文を提出したものについて行う。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月20日一部改正)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第14条第1項第3号の規定については、平成30年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附則(令和5年3月3日一部改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。